

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ お子さんが18歳の誕生日の前日まで、子育て支援パスポート加盟店にていろいろな特典・サービスが得られます。 1、対象者 18歳到達誕生日前日
肝付町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 少子化社会の中、真に子どもを産み育てたいと切望するも不妊や不育に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療並びに不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりを行うことで出産・子育ての希望をかなえます。 ■助成の条件 ・肝付町に3ヶ月以上住所を有する夫婦 ・夫及び妻の前年の所得の合計が730万円未満 ・町税等の滞納がないこと ■助成の額 ・一般不妊治療助成 年額10万円(上限) ・特定不妊治療助成 年額20万円(上限) ■助成期間 通算5年間
肝付町	出産・育児	産後ケア事業	★ 産後の心身共に不安定な時期に、育児支援を特に必要とする母子を対象に、一定期間適切な支援を実施することにより、子どもを安心して生み育てられるためのまちづくりを推進することで、産婦及び乳児の心身の安定と育児不安の解消を図ります。 ■対象者 肝付町に住所を有する産後1年未満の母親と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者 (1)産後の身体機能の回復に不安を持ち、保健指導が必要と認められる者 (2)初産婦等で育児に対する不安が強く、保健指導が必要と認められる者 (3)その他産後の経過に応じた休養や栄養の管理等、日常生活面について保健指導を必要とする者 ■事業内容 (1)デイサービス型 日中、助産所等実施施設において来所した対象者に対し、次に掲げる支援を実施する。 ア 産後の母体の管理及び生活面の指導、精神的支援に関すること イ 授乳、乳房ケア等母乳育児指導に関すること ウ 沐浴等の育児指導に関すること エ 乳児の健康管理等、その他必要な保健指導及び情報提供 (2)アウトリーチ型 実施担当者が対象者の自宅に赴き、前号アからエまでに掲げる支援を実施する。 (3)宿泊型 病院、診療所、助産所の空きベッドを活用するなどにより、利用者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。 ■利用料(月額) 宿泊型のみ 生活保護世帯:負担なし 市町村民税非課税世帯:3,000円 上記以外:9,000円 ■利用期間・回数 この事業を利用できる期間は産後1年未満とし、産婦1人の利用については次のとおりとする。 ・デイサービス型・アウトリーチ型:原則3回以内 ・宿泊型:原則7日間以内
肝付町	出産・育児	新生児聴覚検査費助成事業	★ 新生児聴覚検査に要する費用(以下「検査料」という。)の一部を助成することにより、聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で療育等適切な措置を講じられるようにする。 ■対象者 新生児聴覚検査実施日に住民登録があり、保護者及び新生児聴覚検査を受けた者で、次に定める新生児聴覚検査を受けた者の保護者 ■検査 ・助成対象となる聴覚検査は、初回検査及び初回検査において要再検査と判定された場合に、再度行う。確認検査は2回までとする。 ・検査方法は、自動聴性脳幹反応検査(以下「自動ABR」という。)とする。 ・町長は、自動ABRによる聴覚検査を実施できる医療機関に検査を委託することができる。 ・検査は、新生児期の入院中又は医療機関の外来において実施するものとする。 ただし、特別な事情がある場合には、生後6ヶ月までとする。 ■助成額 助成の額は、初回検査及び確認検査ともに3,000円を上限とする。ただし、検査料が助成の額に満たないときは、検査料の額とする。
肝付町	出産・育児	産婦健診	★ 産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1ヶ月など出産後の間もない産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。 ■助成額 1人につき5,000円を上限に2回以内

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	出産・育児	チャイルドシート無償貸し出し事業	★ 肝付町では、チャイルドシートの装着を推進し、乳児等の交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、1歳未満のお子さんを対象に乳児用チャイルドシートの無料貸し出しを行っています。 里帰り中の方も利用可能ですので、是非ご利用ください。 ■貸出期間 6ヶ月以内 ■使用条件 体重10kg未満・身長75cm程度まで
肝付町	出産・育児	こんにちは赤ちゃん訪問事業	★ 肝付町では、安心して子育てができるよう生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行ったりしています。また、素敵なお誕生記念品をプレゼントします。子育て支援センターの保育士が訪問します。 ■対象 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいるすべての家庭 ・訪問時期 概ね生後2ヶ月～4ヶ月頃 ■訪問内容 (1)赤ちゃんとお母さんの体調確認(アンケート実施) (2)子育てに関する悩み相談 (3)子育てに関する情報の提供 (4)お誕生記念品の贈呈
肝付町	出産・育児	子育て短期支援事業(子育てショートステイ)	★ 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護することが必要な場合等に実施施設(児童養護施設)において養育・保護を行います。 ■対象者 この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とします。 ①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 ③出産、看護、事故、災害、失踪など家庭教育上の事由 ④冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤その他町長が事業を利用することが適当であると認めるとき。 ■利用できる施設 ●2歳未満:鹿屋市「かのや乳児院」 電話0994-42-2531 ●2歳以上:鹿屋市「太陽学舎」 電話0994-43-6229 ■利用の期間 養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、町が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができます。 ■保護者負担額 住民税課税状況等により金額が異なりますので、詳しくは役場福祉課児童家庭係にお問い合わせください。
肝付町	出産・育児	病児保育利用助成事業	★ ■対象児童 この事業の対象となる児童は、町内に住所を有する児童で、次の各号のいずれかに該当する児童とします。 ①保育所等に通所している児童で病氣回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な場合で、かつ保護者の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な児童を対象とします。 ②保育所に通所している児童ではないが、前号と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む) ■利用できる施設 鹿屋市「病児保育施設 森のくまさん家」 電話0994-52-0506 利用料金2,000円/日(但し、利用の都度、医療部門の受診が必須、受診料等がかかります。) ■利用方法及び助成金の請求方法 ①町福祉課児童家庭係に原則事前登録をお願いします。 ②登録後(登録は毎年度)、実際利用する場合は、ご自分で利用を希望する施設に連絡し、事前に予約してください。その他利用に関する詳細は利用施設で確認をお願いします。また、利用料金については、ご自分で利用した施設へ全額お支払いください。 ③利用後、助成金申請書と領収書を福祉課児童家庭係へ提出してください。日額2,000円を限度に助成金を支給いたします。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	出産・育児	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	<p>★ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p> <p>また、従前の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を恒常的に預かり保護を行う事業です。</p> <p>■対象児童 (一般型) この事業の対象となる児童は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とし、対象年齢は、集団保育が可能な0歳児以上とします。 (幼稚園型) 主として、幼稚園等(認定こども園を含む)に在籍する満3歳以上の幼児で、当該幼稚園等で保護を受けている児童。</p> <p>■利用できる施設 ①認定こども園 おおぞらこども園(学校法人 上原学園) ②肝付町高山子育て支援センター(社会福祉法人 光西福祉会)</p> <p>■利用料 年齢区分により料金が異なります。詳しく役場福祉課児童家庭係にお問い合わせください。</p>
肝付町	出産・育児	肝付町幼児教育・保育の無償化事業食料費補助金	<p>★ 子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、肝付町内に居住する子ども及び保護者に必要な援助を行うため、施設が保護者から徴収する給食費の副食に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、子育て支援に寄与することを目的とします。</p> <p>■対象者 この事業の対象者は、次の各号のいずれも該当する保護者等とする。 ①算定対象期間において、児童とともに肝付町に住所を有している保護者等 ②「子どものための教育・保育給付」または「子育てのための施設等利用給付」の申請を行い、認定を受けた児童を養育している保護者等 ③養育する子どもが、国の定める副食費の徴収免除対象者で公費負担の対象にならない者</p> <p>■対象施設 認可保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・認可外保育施設・企業主導型保育施設</p> <p>■補助対象経費 施設が実施する給食の副食費用に要する経費</p> <p>■補助金交付金額 補助金の上限を月額4,500円とし、施設が定める副食費の額と比較し、いずれか低い方とする。 ※この交付金は補助金の交付を受けようとする保護者等が、契約している施設に対し、代理受領を委任するものである。詳しくは役場福祉課児童家庭係にお問合せ下さい。</p>
肝付町	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ 子ども(15歳に達する日以降最初の3月31日までにある者)の保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して子ども医療費助成金を支給します。</p> <p>■受給資格 肝付町に住所を有する子ども</p> <p>■助成額 保険給付(医科・歯科・調剤等)に係る一部負担金金額 入院時食事療養費、任意予防接種等は該当しません 医療保険各法の規定により支給される高額療養費等は支給額から差し引きます</p>
肝付町	出産・育児	病後児保育事業	<p>★ ■対象児童 この事業の対象となる児童は、原則、次の各号のいずれかに該当する町内に住所を有する児童とします。 ① 病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり集団保育が困難で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、保育を必要とする就学前児童。 ② 前号と同様の状況にある小学校6年生以下の児童。</p> <p>■利用できる施設 肝付町「病後児保育コアラ館」 電話0994-65-0806</p> <p>■利用方法 ① 病後児保育利用登録申請書を記入して、肝付町役場福祉課または病後児保育コアラ館に提出してください。 ② 医療機関を受診し、病後児保育を利用可能であれば、病後児保育医師連絡票を医師に記入してもらう。 ③ 病後児保育コアラ館に電話予約。 ※ 必要書類は、肝付町ホームページからダウンロードできます。</p>